

# ミクニソーアイング 女性活躍推進法 行動計画

## 1. 計画期間

令和3年9月1日～令和6年8月31日までの3年間

## 2. 課題

有給休暇の取得率を向上させる。

## 3. 目標

有給休暇の取得を5日超にする。

## 4. 取り組み内容

- ・令和3年9月から実施

社員に取得しやすい職場風土の構築ならびに「働き方改革関連法」における取得義務の日数以上の取得を指示。

- ・令和3年9月から実施

令和2年度の取得実績を把握した後、取得しにくい状況になつていなかの調査を行う。

- ・令和4年4月から実施

取得向上のために業務方法を改善し、取得しやすい状況を協議し実施する。